

次世代・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づき、社員が仕事と子育ての両立を図るために計画を策定しています。

(1) 計画期間

2024年4月1日～2027年3月31日までの3年間

(2) 次世代育成支援対策推進法

目標1. 労働者に占める女性労働者の割合増

- 女性労働者の能力を発揮できる職場環境・組織体制を強化する
- 採用した労働者に占める女性労働者の割合目標を50%とする
- 労働者に占める女性労働者割合目標を20%とする

目標2. 男性育休取得率アップ

- 配偶者妊娠の報告があった際には、総務担当者より育休制度の説明を行い、また書面での案内を実施
- 男性育休が取得しやすい職場風土・労働環境作りを推進し、仕事と家庭の両立に貢献し、勤労意欲の向上、パフォーマンス発揮につなげる
- 男性育休取得率目標50%とする（令和5年度実績42%）

目標3. 有給休暇取得率アップ

- 有休の半日単位取得・時間単位取得の制度活用を促し、取得率アップを加速させる
- 有休取得しやすい職場風土・労働環境作りを推し進め、仕事と家庭の両立に貢献し、勤労意欲の向上、パフォーマンス発揮と共に雇用拡大につなげる
- 有給休暇取得率目標50%とする（令和5年度実績44.1%）

(3) 実施

令和6年4月より